

東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正（身体障害者福祉法施行規則の一部改正等に伴う改正）

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。</p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> | <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。</p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p> <p><u>3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> |

附則

この通達は、平成31年4月1日から適用する。